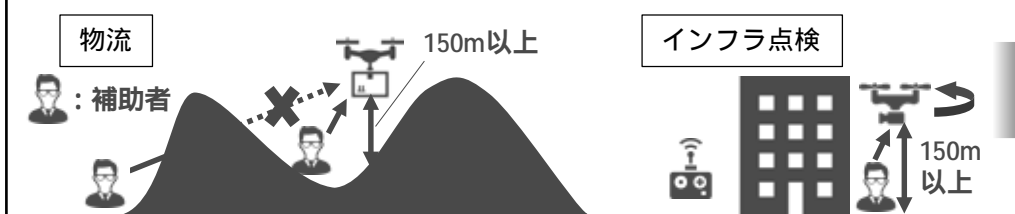
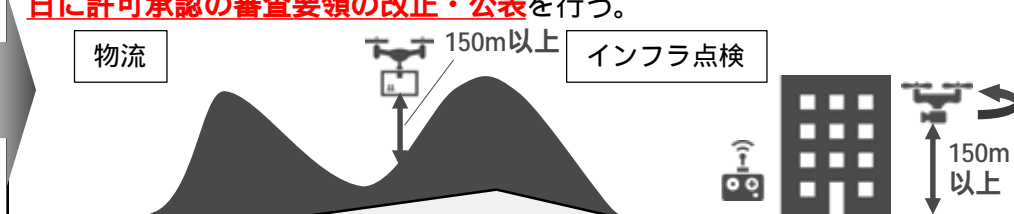


# ドローン飛行に関する航空法上の許可基準の改正と手続の合理化

## 1 ドローン飛行に関する航空法上の許可基準の改正

2021年3月30日 内閣府 規制改革・行政改革担当大臣直轄チーム

### (1) 目視外の高高度飛行(「規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)」要望)



Before	After
<p>高度150m以上の飛行を行う場合は国土交通大臣の許可が必要であり、<u>許可基準では原則補助者の配置が必要</u>になっている。</p> 	<p><u>一時的に150mを超える山間部の谷間における飛行や、高構造物の点検を目的とする飛行であって高構造物周辺に限定した飛行など、航空機との衝突のおそれが高い空域で、必要な安全対策(注)を講じている場合、150m以上であっても補助者を配置せずに飛行できるように、国土交通省が3月30日に許可承認の審査要領の改正・公表を行う。</u></p> 

#### (注) 必要な安全対策

Before	After
<p><u>補助者を配置せずに飛行させる場合</u>は、次の要件を満たす必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>飛行前に</u>、飛行させようとする経路及びその周辺について、不測の事態が発生した際に適切に安全上の措置を講じることができる状態であることを <u>現場確認</u> すること</li> <li>・ 飛行範囲の外周から製造者等が保証した落下距離の範囲内を <u>立入管理区画(立看板の設置等が必要)</u> として設定すること</li> </ul>	<p>飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入る可能性が極めて低い場合であって、飛行させようとする経路及びその周辺を現場確認すること並びに第三者の立ち入りを管理することが難しい場合は、<u>飛行前の事前確認や立入管理区域の設定等を不要とするよう、国土交通省が3月30日に許可承認の審査要領の改正・公表を行う。</u></p>

ホットラインに、「災害時は、倒木や土砂崩れ等で現場確認できないからこそドローンを飛行させるのであり、現場確認の要件を満たすことは困難」との意見あり

### (2) 目視外の物件投下

Before	After
<p>・ ドローンから物件投下を行う場合は国土交通大臣の承認が必要であり、<u>承認基準では原則補助者の配置が必要</u>になっている。</p> <p>・ 補助者なしの場合、荷物を下ろすために、わざわざ着陸する必要がある。</p> 	<p>ドローンによる荷物配送を想定し、荷物を切り離す場所及びその周辺に <u>立入管理区画を設定し、低高度(高度1m以下)で荷物を切り離す場合、補助者の配置を不要とするよう、国土交通省が3月30日に許可承認の審査要領の改正・公表を行う。</u></p> 

## 2 ドローン飛行に関する手続の合理化

2021年3月30日 内閣府 規制改革・行政改革担当大臣直轄チーム

### (1) インフラ点検時の手続の簡素化 (令和2年 規制改革実施計画)

Before	After
<p>ドローンを活用したインフラ点検を行う場合、<b>ドローン活用事業者が独自に安全対策等を取りまとめ</b>、許可申請に添付する必要がある。</p>	<p>国土交通省が、ドローンを活用したインフラ点検を行うにあたり必要となる安全対策等を取りまとめた<b>飛行マニュアルを3月30日に策定・公表</b>する。当該マニュアルを添付した申請については、安全対策等に関する<b>審査を省略</b>する。</p>

### (2) 物件管理者への手続の有無の明確化 (「規制改革・行政改革ホットライン (縦割り110番)」要望)

Before	After
<p>ドローンの飛行にあたっては、航空法及び電波法の許認可に加え、<b>他の法令に基づき、飛行経路直下の道路、河川、港、国立公園等の物件管理者に対する飛行許可等が必要か否か整理がされていない。</b></p> <p>(関係法令) 道路交通法、道路法、河川法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律、港則法、海上交通安全法、港湾法、漁港漁場整備法 など</p>	<p>内閣官房が、ドローンを飛行させる際に必要となる可能性がある手続 (許可、届出、実態上の調整) を洗い出し、所管省庁にその手続の必要性について検討依頼を行い、<b>手続の有無などを記載したガイドラインを3月30日に策定・公表</b>する。</p> <p>(ガイドラインの記載例)</p> <p>2.1.5 道路交通法及び道路法</p> <p>無人航空機の飛行に際しては、道路における危険を生じさせ、交通の円滑を阻害するおそれがある工事・作業をする場合や道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような撮影等を行おうとする場合には、ドローンを利用するか否かにかかわらず、道路交通法の道路使用許可を要するが、これらに当たらない形態で、単にドローンを利用しようとする場合、例えば、<b>道路の上空をドローンが飛行することのみをもっては、現行制度上、道路使用許可を要しない。</b></p> <p>なお、無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領に基づく立入管理区画の設定に伴い、例えば道路上に注意喚起看板等を設置する場合には、道路交通法に基づく道路使用許可及び道路法に基づく道路占用許可を要する場合がある。</p>